

自主的避難等対象区域（二本松市）で稲作をしていたが、原発事故により平成23年度の作付けを自主的に見合わせた申立人について、申立人が稲作を行う地域では出荷制限の指示がなかったが、申立人の水田の土壌から相当の放射性物質が検出されたことや近隣の集落において出荷制限の指示があったことなどを考慮し、作付けの自主制限による逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

	損害項目	金額	期間
1	営業損害（米）	131,734円	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日
2	追加的費用（自家消費米・野菜相当額）	171,500円	自 平成23年4月1日 至 平成25年6月30日
3	除染作業費用（除草）	96,000円	自 平成23年3月12日 至 平成24年5月31日
4	トラクター購入費用	315,000円	
	合計	714,234円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）についての和解金として金71万4234円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法

（省略）

4 除染費用

（1）除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項3記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

（2）国や地方自治体に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項3記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）については、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える金額につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月29日

（仲介委員 伊藤嘉健）